

国民健康保険事業の運営について

(諮問資料)

国民健康保険の現状と課題

1. 国保の現状と課題

国民皆保険の基盤をなす市町村国民健康保険（以下、「国保」という。）は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、退職者や年金生活者が多くを占め被保険者の所得が低いなどの固有の構造的課題を抱えています。また全国共通の保険給付制度でありながら保険料負担は市町村ごとに大きく異なっています。

これらの課題を解消するため、平成30年度の国保制度改革により、国において財政支援を拡充するとともに、年度間の保険料変動の抑制等を図るため、保険者の規模について、都道府県と市町村が共同で運営する仕組みとなりました。

こうした中、さらに保険料水準の統一に向けた取り組みを進め、都道府県単位での安定的な財源運営を確保するため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月に公布されました。これにより「保険料水準の平準化に関する事項」、「国保事業の広域的及び効率的な推進に関する事項」が、都道府県国保運営方針への必須記載事項とされ、本県においても第3期運営方針に基づき取り組みが進められているところです。

また、令和8年度よりこどもや子育て世帯を社会全体で支えるための制度として子ども・子育て支援金制度が創設されます。

2. 本市の現状と課題

本市国保においても、少子高齢化の影響により、被保険者数は年々減少傾向にあります。被保険者一人あたりの医療費については、高齢化や医療の高度化などの影響により増加の傾向が続いています。

このような状況のもと、国保制度を持続可能なものとし、生命と健康に対する安心を確保していくため、本市は、従来から基本方針3本柱として「1. 保険料収納率の確保・向上対策 2. 医療費の適正化対策 3. 保健事業の充実」を軸とした国保財政の健全化に努めています。

また、国保制度改革以降、安定的な財政運営と効率的な事務運営の実現を目指して、県と県内市町村で事務の標準化や保険料水準の統一を視野に入れた協議も進めており、保険料収納率の向上に向けた徴収体制の強化や、被保険者の健康増進を目指した保険事業や医療費適正化を着実に推進していくことがますます重要になっています。

令和8年度保険料率について（案）

1. 国の動向

国の「令和8年度税制改正の大綱」では、令和8年度の国民健康保険料の医療分の賦課限度額基準を引き上げ、子ども・子育て支援納付金分を新設する見込みです。

【令和8年度国保料賦課限度額（国基準）】

・医療分（基礎賦課分）	<u>67万円</u> （現行 <u>66万円</u> ）
・後期高齢者支援金分	26万円（現行どおり）
・介護納付金分	17万円（現行どおり）
・子ども・子育て支援納付金分	<u>3万円</u> （新設）

2. 本市の現状

国保制度が改革された平成30年度以降、国保会計は、鳥取県へ納付する「鳥取県国民健康保険事業費納付金」（以下、「納付金」という。）の多寡が収支に影響するようになりました。

令和8年度の納付金は、診療報酬改定の影響や子ども・子育て支援金の新設により前年度と比べて約2億3千万円の増となる見込みです。また、令和9年度以降においても診療報酬改定等の影響を大きく受けることが想定され、国保財政を取り巻く状況は一段と厳しさを増しています。

3. 諮問事項

（1）国民健康保険料の賦課限度額について

【案】医療分の賦課限度額を国の基準どおり引き上げ、子ども・子育て支援納付金分を新設する。

・医療分（基礎賦課分）	<u>67万円</u> （現行 <u>66万円</u> ）
・後期高齢者支援金分	26万円（現行どおり）
・介護納付金分	17万円（現行どおり）
・子ども・子育て支援納付金分	<u>3万円</u> （新設）

(2) 国民健康保険料率の見直しについて

【案】 保険料率は以下の3案のうちいずれかとする。

(案1)

医療分	所得割	<u>6.5%</u>	支援分	所得割	2.7%	介護分	所得割	<u>2.5%</u>	【新設】子ども分	所得割	<u>0.28%</u>
	均等割	<u>22,500円</u>		均等割	9,200円		均等割	<u>9,600円</u>		均等割	<u>1,000円</u>
	平等割	<u>22,500円</u>		平等割	9,000円		平等割	<u>7,100円</u>		平等割	<u>1,000円</u>
										18歳以上均等割	<u>100円</u>

(案2)

医療分	所得割	<u>6.2%</u>	支援分	所得割	2.7%	介護分	所得割	<u>2.5%</u>	【新設】子ども分	所得割	<u>0.28%</u>
	均等割	<u>22,000円</u>		均等割	9,200円		均等割	<u>9,600円</u>		均等割	<u>1,000円</u>
	平等割	22,000円		平等割	9,000円		平等割	<u>7,100円</u>		平等割	<u>1,000円</u>
										18歳以上均等割	<u>100円</u>

(案3)

医療分	所得割	6.1%	支援分	所得割	2.7%	介護分	所得割	2.2%	【新設】子ども分	所得割	<u>0.28%</u>
	均等割	20,900円		均等割	9,200円		均等割	9,200円		均等割	<u>1,000円</u>
	平等割	22,000円		平等割	9,000円		平等割	7,000円		平等割	<u>1,000円</u>
										18歳以上均等割	<u>100円</u>

令和7年度答申における建議事項の対応状況

令和7年度答申における建議事項

他の医療保険に属さない者を被保険者とする国民健康保険は、退職者や年金受給者が多くを占めており、所得に対する保険料負担が重いことや、年齢構成が高いことに起因する医療費の増加など、制度の構造的な問題を抱えている。

この課題解消のため、新たな国民健康保険制度が平成30年4月から施行され、都道府県が財政運営の責任主体となって、市町村とともに安定的な財政運営と効率的な事業運営の実現を目指し、事務の広域化・標準化や保険料水準の統一を視野に入れた議論が進められているところである。

当協議会は、このような状況を踏まえ、国保財政の健全化と保険料負担の軽減の両立を図りながら、安定した国保事業の運営につなげていくため、次の点について意見を申し述べる。

- 1 鳥取県が算定する国民健康保険事業費納付金が短期間で著しく変動することから、計画的に保険料を設定することが困難な状況が続いており、本市の国保運営は難しい舵取りを強いられている。来年度以降、安定した国保運営ができるよう、財政運営の責任主体である鳥取県に対して、一人当たり換算した国民健康保険事業費納付金が年度間で大幅な増額・減額とならないように平準化する仕組みの構築を要望すること。

(本市の対応状況)

鳥取県は円滑な国保運営を図るために「県・市町村国民健康保険連携会議」を設置し、県内の市町村と意見交換を行い、必要な調整・協議を行っています。

この会議において、被保険者一人当たりの納付金が年度間で大幅な増額・減額とならないようにするため、県が設置する鳥取県国民健康保険財政安定化基金の財政調整事業を活用し、納付金の著しい上昇が生じる場合には、基金を取り崩して納付金の上昇を抑制する仕組みを早期につくるよう要望しており、県からは具体的な仕組みづくりを研究した上で、市町村と協議する旨の回答をいただいています。

- 2 急速な少子化の進展などに伴う被保険者数の減少は、今後も進んでいく見通しである。また、令和8年度には「子ども子育て支援金」が新たに保険料として設定されるほか、納付金ベースの統一も段階的に進んでいくことから、被保険者の負担感に配慮しつつ、中長期的な視点を持ちながら運営していくこと。

(本市の対応状況)

本市の国保の被保険者数は、少子高齢化により年々減少傾向にあるとともに、前期高齢者（65歳～74歳）の割合が半数を超えており、年齢構成が高い状況となっています。被保険者一人あたりの医療費は高齢化や医療の高度化などの影響により増加傾向が続いており、国保財政を取り巻く状況は厳しさを増しています。

また、令和8年度から新設される子ども・子育て支援金は、令和9年度及び10年度と段階的に増えることや、診療報酬改定など納付金に及ぼす影響を見込むとともに、低所得世帯、多人数世帯の負担感へ配慮しながら、鳥取県が算定する標準保険料率に出来るだけ近づくよう、必要に応じて料率を見直していきたいと考えており、引き続き安定した運営ができるように努めてまいります。